

④ やむを得ない理由があり、失効後6か月以内のかた

- ※1 有効期限が切れた運転免許で運転をすると、**無免許運転**となります。
- ※2 この手続きは「埼玉県内」に住民登録をしている方が対象です。
- ※3 手続きには本人であることを確認できる書類が必要です。
提示が無い場合手続きができません。
例 マイナンバーカード、パスポート等
- ※4 「仕事が忙しかった」・「更新お知らせハガキが届かなかった」等は、やむを得ない理由には該当しません。
- ※5 必要書類が不足していると受付できませんのでご注意下さい。
- ※6 過去に交通違反・交通事故があり、行政処分の対象となっている方で、まだ行政処分を受けていない方、再試験の該当となっている方、運転免許の有効期限が切れた後に無免許で交通違反・交通事故があった方は、運転免許が交付されない場合があります。

1 手続き

受付場所	運転免許センター1階(試験棟)
受付日時	<input checked="" type="radio"/> 月曜日から金曜日まで(平日) ※ 祝日・休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)を除く <input checked="" type="radio"/> 午後1時00分～ 午後1時45分

※申請書類を作成するのに15分程度かかります。

受付時間に遅れると手続きができないので早めの来庁をお勧めします。

2 手数料

申請手数料	免許証の保有形態	交付手数料	講習区分	講習手数料	講習時間
1,950円 <input checked="" type="radio"/> 申請する免許種別ごとに手数料が必要です。	免許証	2,350円	一般	800円	60分
	マイナ免許証	1,550円			
	免許証+マイナ免許証	2,450円	違反等	1,400円	120分

※ 交付手数料1種目につき200円加算されます。

※ 講習を受講しないと、免許証は交付されません。

※ 講習区分は、「更新のお知らせ」のはがきと異なる場合があります。

3 必要書類

- 本籍地記載の住民票の写し**(個人番号が記載されていないもの、コピー不可)

※外国籍の方は、

全部記載の住民票の写し(個人番号が記載されていないもの、コピー不可)及び**在留カード**

※住民登録がなく、住民票が取得できない方→△へ (滞在先は埼玉県内に限ります)

- 失効した運転免許証

※ **運転免許証を紛失している場合**は「取得事実確認書」の申請(無料)が必要です

写真1枚及び本人確認書類をお持ちのうえ、午前11時までに2F受験相談窓口にお越しください

- 申請用写真 1枚

(申請前6か月以内に撮影されたもので、無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル×横2.4センチメートル、白黒・カラーを問いません)

- 本人であることを確認できるもの(マイナンバーカード、パスポート等)

- 「更新のお知らせ」のはがき(無くても手続きはとれます)

- 70歳以上の方は「高齢者講習終了証明書」等

- 眼鏡・補聴器等(使用している方)

- やむを得ない理由・期間が証明できるもの(いずれも原本が必要)**

△ 入院等の証明ができる診断書(原本)、入院証明書等(原本)→△へ

△ 出入国を確認できるパスポート等(原本)→△へ

△ 在所証明書等(原本)

(更新期間に警察署、拘置所又は刑務所等に身柄を拘束されていたことを証明できるもの)



診断書(原本)、入院証明書等(原本)の留意点

診断書、入院証明書等には病名(症状)、初診日、入院治療期間、作成日等が入った原本が必要です。
入院治療期間は、「〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と必ず期間が明記されたものを用意してください。(入院計画書等予定のものは不可)
※ 病名によっては申請日当日に受理できない場合があります。事前にお問い合わせ下さい。



出入国を確認できるパスポート等(原本)について

- 日本の出入国記録(パスポートに押印された日本の出国、帰国スタンプ)
- 出入国在留管理庁の出入国記録(開示証明)
- 在外公館が発行する在留証明
- 申請者の勤務先が発行する駐在証明

等により出入国期間の確認を実施しますのでご準備ください。

- ※ 出入国手続きにおいて顔認証ゲートを通過した場合、パスポート(旅券)にスタンプは押印されませんので、搭乗前に担当職員等に顔認証ゲート通過時のパスポート(旅券)へのスタンプ(出入国記録)の押印方法を確認してください。
- ※ 出入国在留管理庁の出入国記録(開示証明)請求手続きには一定期間を要しますので、やむを得ない理由に基づく失効による手続きが可能な期間の経過に留意してください。
- ※上記がご用意できない場合は、事前に運転免許試験課までお問い合わせ下さい。



一時帰国等で本籍地記載の住民票が用意できない方

○本籍地記載の住民票の写しの代わりとして、次の**A、Bの2点**を用意して下さい。

※ **A、Bの2点**の書類が無いと手続き出来ませんのでご注意ください。

A 本籍地を確認する書類

戸籍抄本(原則)又は 本籍地記載の住民票の除票の写し(本籍地が遠隔で滞在期間中に戸籍抄本が入手困難な場合)

B 一時帰国先を確認する書類 次のa、b、cのいずれかを用意して下さい。

(滞在先は埼玉県内に限り、日本に滞在する間に「生活の本拠」としている場所)

a 家族等の住居に滞在の場合

世帯主の住民票の写し(個人番号が記載されていないもの、コピー不可)の裏面に、滞在者との続柄、滞在期間、作成日、署名等を記載されたもの

《記載例》

「□□□□」は私の長男であり、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで、〇〇国から一時帰国し、私どもと同居しています。〇〇年〇〇月〇〇日 □□□□(世帯主署名)

b 会社の寮、宿舎、ホテル等に滞在の場合

施設責任者からの滞在証明、なおホテル等宿泊施設の場合は、親族や職場の者等適切な者が居ない場合に限ります。宿泊施設の社印等の押印や宿泊施設の営業許可書、支配人の名刺及び申請者宛の郵便物の転送許可等、滞在事実を疎明する資料の提出が必要となります。

c 空き家の自宅に滞在の場合

本籍地記載の住民票の除票の写し 及び 本人名義の納税証明書等公の機関が発行した住所が確認できるもの

外国籍の方の運転免許手続きに必要な持ち物の厳格化

令和7年10月1日、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等が施行され、外国籍の方の運転免許手続きに必要な持ち物が追加されました。以下の持ち物がない方は手続きを行うことができません。

◆住民基本台帳法の適用を受ける方…住民票の写し(※1)

◆住民基本台帳法の適用を受けない方…外務省等発行身分証明書(※2)及び公的機関等発行住所確認書類(※3) + 旅券(本人確認書類)

※1 在留期間などの外国人住民に係る特定事項が記載されているもの(個人番号、住民票コードの記載は除く)。

※2 外務省等発行身分証明書

A.外務省が発行する身分証明書【外交官身分証明票、領事館身分証明票、身分証明票、国際機関職員身分証明票】

B.権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定める以下4つのもの(限定列挙)。

①外交又は公用の在留資格が表示された証印 ②在留資格認定証明書 ③在留資格認定証明書の発行を受けることができる在留資格が表示された査証及び証印 ④在日米軍の身分証(外務省が発行する身分証明書に住居表示があればBの書類は不要)

※3 公的機関等発行住所確認書類(例示):駐日大使館、在日米軍当局等が発行した申請者の住所を確認できる書類、その他これらに準ずるもの。